

御社の「人材」を「人財」に変えるお手伝いをいたします

office TOKEN TOKEN 通信

2020/No.5

東京都目黒区原町2-13-2

特定社会保険労務士 田邊 武範
行政書士

TEL 03-3714-6916 FAX 03-3715-5163

URL . <http://www.office-token-sr.com/>

E-mail . tanabe@office-token-sr.com

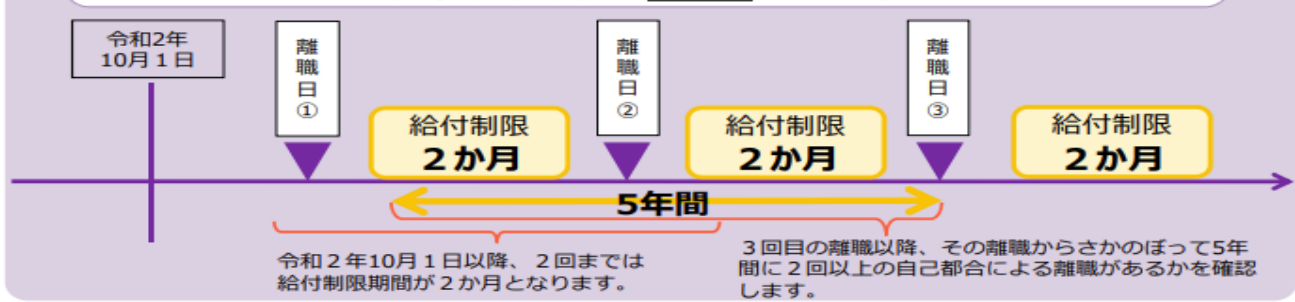


① 雇用保険の失業手当の給付制限期間が短縮されます

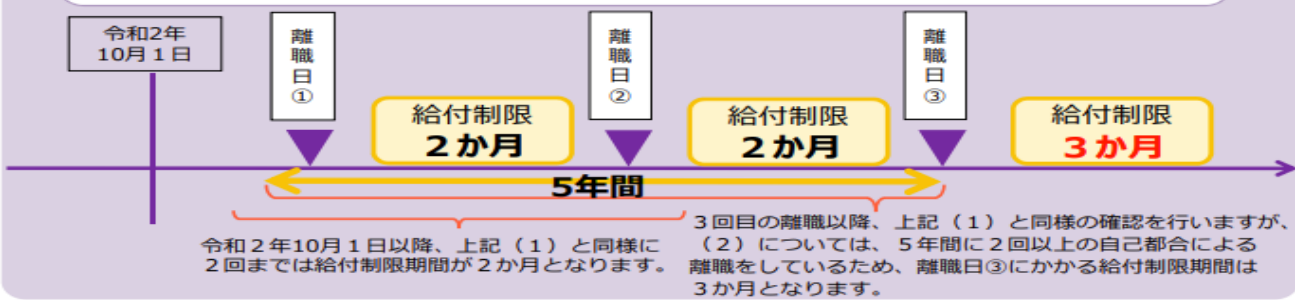
従来、正当な理由のない自己都合退職の場合、失業手当を受けるまでの給付制限期間が3ヶ月でしたが、**令和2年10月1日以降に退職**した方は、正当な理由のない自己都合退職であっても**5年間の内2回までは給付制限期間が2ヶ月**となります。

尚、令和2年9月30日までに正当な理由のない自己都合退職の方又は懲戒解雇等「自己の責めに帰すべき重大な理由での退職の方については従来通り3ヶ月となります。

(1) 給付制限が2か月となる場合



(2) 給付制限が3か月となる場合



② 令和2年10月～ 関東地方各県の最低賃金のお知らせ

① 10月以降の地域別最低賃金額

	地域別最低賃金時間額(時間給)	発効年月日
東京都	1,013円	令和 元年10月 1日
神奈川県	1,012円	令和 2年10月 1日
埼玉県	928円	令和 2年10月 1日
千葉県	925円	令和 2年10月 1日
栃木県	854円	令和 2年10月 1日
群馬県	837円	令和 2年10月 3日
茨城県	851円	令和 2年10月 1日

※東京都の地域別最低賃金時間額については引き続き前年と同額です。

② 「最低賃金」ってなに???

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その**最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度**です。

仮に最低賃金より低い賃金を労働者、会社双方の合意の上で定めても、**その金額は法律によって無効**とされ、**最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。**

③ 最低賃金の対象となる賃金は???

最低賃金の対象となる賃金は毎月支払われる基本的な賃金で、最低賃金を計算するには実際に支払われる賃金から以下の賃金を控除したものが対象となります。

【最低賃金の対象とならない賃金】

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当、傷病見舞金など)
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時~午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金の内の割増部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

③ 2ヶ所以上の会社で働いている方々の労災保険給付が変わります

令和2年9月1日以降、業務中にケガや病気になった労働者や、業務中のケガや病気が原因でお亡くなりになった労働者の遺族の方が以下、労災保険法改正の対象となります。

① 賃金額を合算して保険給付額を決定します(対象となるのは休業給付、障害給付、遺族給付等です)

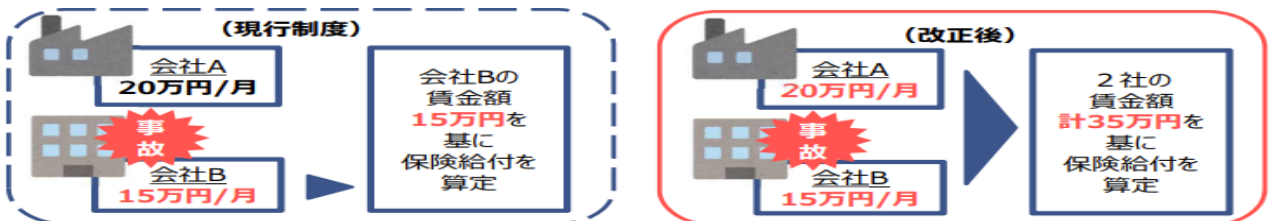
現行制度

災害が発生した勤務先の賃金額のみを基礎に給付額等を決定

改正後

すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に給付額等を決定

(例)



② 負荷(労働時間やストレス等)を総合的に評価

現行制度

それぞれの勤務先ごとに負荷(労働時間やストレス等)を個別に評価して労災認定できるかどうかを判断

改正後

それぞれの勤務先ごとに負荷(労働時間やストレス等)を個別に評価して労災認定できない場合は、**すべての勤務先の負荷(労働時間やストレス等)を総合的に評価して労災認定できるかどうかを判断**

(例)

